

5 屋外広告物の表示等の制限(景観法第8条第2項第4号イ)

屋外広告物は、自然の風景や都市の景観に大きな影響を与える要素の一つである。

東京の街を歩くと、目に映るのは、建築物の壁面又は屋上に設置された、数多くの広告物である。無秩序に設置された屋外広告物が良好な景観形成の阻害要因として扱われる例も多い。

一方、近年は、地域のまちづくりと連携し、建築物との調和や街並みとしての統一感を意図した、優れたデザインの屋外広告物も次第に増えつつある。こうした取組を広げて、良好な景観を形成していくため、屋外広告物の規制と建築物等についての景観誘導を一体的に行っていく。



街並みと調和した広告物

① 景観計画区域内での屋外広告物の表示に関する共通事項

- 1) 屋外広告物は、屋外広告物条例に基づく許可が必要なものはもとより、自家用及び公共広告物などを含め、規模、位置、色彩等のデザインなどが、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出とする。
- 2) 景観基本軸や大規模な公園・緑地等の周辺では、緑や地形など、地域の景観を作る背景、建築物や並木など、景観を構成する要素との調和に十分配慮し、屋外広告物を表示・掲出する。
- 3) 都選定歴史的建造物など、歴史的な景観資源の周辺では、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残す街並みなどに配慮して、屋外広告物を表示・掲出する。
- 4) 大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることなどから、表示の位置や規模等について、十分配慮する。
- 5) 主要な幹線道路においては、道路修景や地域のまちづくりの機会などを捉えて、屋外広告物の表示に関する地域ルールを定めるなど、風格のある沿道の景観形成を進めていく。
- 6) 自然環境保全・活用ゾーンなど、豊かな自然が観光資源となっている地域では、街道沿いやレクリエーションエリア周辺に、景観を阻害する野立て看板等が点在することのないよう、案内広告の集約化を図るとともに、色彩等のデザインを自然環境と調和させる。
- 7) 地域の活性化は、大規模で過剰な広告物の掲出ではなく、美しく落ち着いた景観の形成をはじめとする地域の魅力向上が重要であるという視点に立って、地域振興やまちづくりを進めていく。
- 8) 地域特性を踏まえた、統一感のある広告物は、街並みの個性や魅力を高め、観

光振興にも効果があることから、広告物の地域ルールを活用した景観形成を積極的に進めていく。

② 景観形成特別地区における基準

景観形成特別地区における屋外広告物の表示については、東京都屋外広告物条例に定める一般的な基準に加えて、以下に定める基準による。

1) 文化財庭園等景観形成特別地区

文化財庭園など、貴重な文化遺産を保存・継承するため、庭園などの周辺において良好な景観を形成し、庭園等の内部からの眺望を保全する。

景観形成特別地区に指定した文化財庭園等の周辺では、屋外広告物の表示・掲出に関する基準は、別表4①欄に示すとおりとする。

2) 水辺景観形成特別地区

観光振興の視点から水辺の魅力を向上していくため、スーパー堤防や護岸の整備、水域やテラスの活用とともに、夜景も視野に入れ、河川や運河に沿った街並みにおいて、良好な景観を形成していく。

景観形成特別地区に指定した水辺の周辺では、屋外広告物の表示・掲出に関する基準は、別表4②欄に示すとおりとする。



夜景と調和した広告物

③ 小笠原における基準

亜熱帯気候にある小笠原の特色ある自然や生活文化を反映し、以下の視点を重視し屋外広告物の表示・掲出を誘導していく。

- ・観光客や歩行者の目線を意識した表示位置や規模
- ・観光地の雰囲気や妨げないよう案内板の集約化
- ・小笠原らしい自然素材や観光資源を意匠に活用

また、景観形成特別地区に指定した父島二見港周辺地域を含め、父島・母島の自然公園法により指定された国立公園の特別地域以外の区域では、屋外広告物の表示・掲出に関する基準は別表4③欄に示すとおりとする。



別表4 屋外広告物の表示等の制限

① 文化財庭園等景観形成特別地区

1) 表示等を制限する範囲（規制範囲）

景観形成特別地区の区域内で、かつ、地盤面から20m以上の部分を規制範囲とする。

2) 規制範囲内で表示できる屋外広告物

次の広告物に限り、表示できる。ただし、表示等に当たっては、下表に定める基準による。

- ・自家用広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）
- ・公共公益目的の広告物
- ・非営利目的の広告物

区分	表示等の制限に関する事項															
屋上設置の広告物	<input type="checkbox"/> 地盤面から20m以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。															
建物壁面の広告物	<input type="checkbox"/> 地盤面から20m以上の部分では、広告物に光源を使用しない。															
広告物の色彩	<input type="checkbox"/> 建物の壁面のうち、高さ20m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の1/3を越えて使用できる色彩の彩度は、次のとおり定める。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">【色相】</div> <div style="text-align: center;">【彩度】</div> </div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">0.1R ~ 10R</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">5以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1YR ~ 5Y</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">6以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5.1Y ~ 10G</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">4以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1BG ~ 10B</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">3以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1PB ~ 10RP</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">4以下</td> </tr> </table>	0.1R ~ 10R	→	5以下	0.1YR ~ 5Y	→	6以下	5.1Y ~ 10G	→	4以下	0.1BG ~ 10B	→	3以下	0.1PB ~ 10RP	→	4以下
0.1R ~ 10R	→	5以下														
0.1YR ~ 5Y	→	6以下														
5.1Y ~ 10G	→	4以下														
0.1BG ~ 10B	→	3以下														
0.1PB ~ 10RP	→	4以下														
表示等の制限の例外	<input type="checkbox"/> 建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限にかかわらず、表示できる。															

② 水辺景観形成特別地区

1) 表示等を制限する範囲（規制区域）

景観形成特別地区の区域内とする。

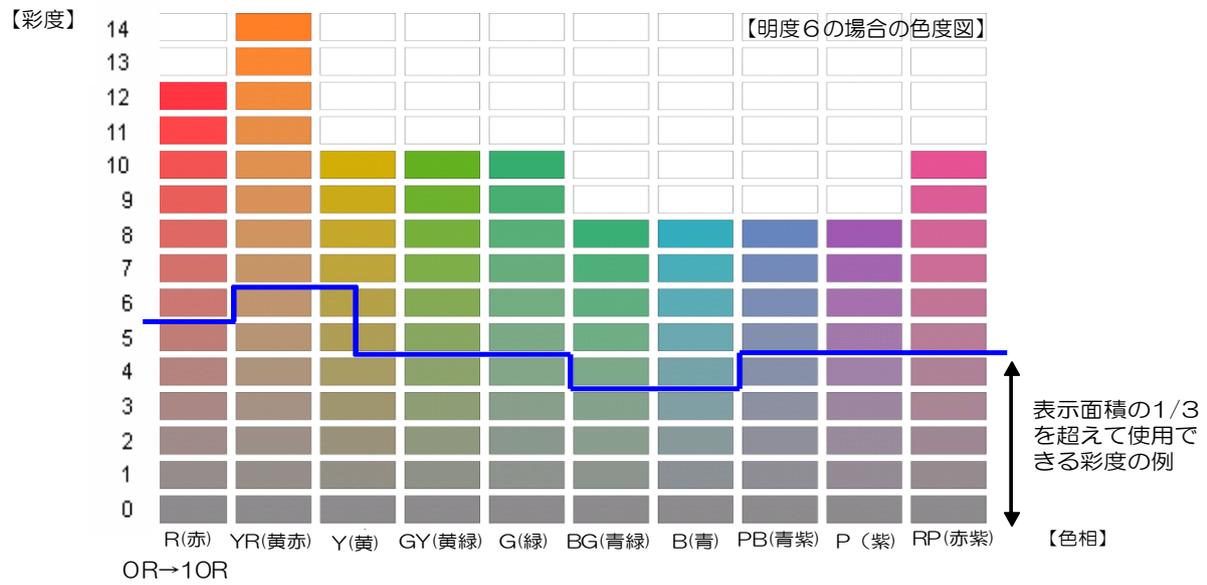
2) 規制区域内で表示できる屋外広告物

表示等に当たっては、次ページの表に定める基準による。ただし、広告協定地区（臨海部）における広告物は、臨海副都心広告協定に定められたルールによる。

区分	表示等の制限に関する事項																		
屋上設置の広告物	<input type="checkbox"/> 建物の屋上に、広告物を表示し、又は設置しない。																		
建物壁面の広告物	<input type="checkbox"/> 広告物の光源に、赤色又は黄色 ^{※1} を使用しない。 <input type="checkbox"/> 光源は点滅させない。																		
広告物の色彩	<input type="checkbox"/> 建物の壁面のうち、高さ 10m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、水辺景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の 1/3 を越えて使用できる色彩の彩度は、次のとおり定める。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">【色相】</th> <th style="text-align: center;">→</th> <th style="text-align: center;">【彩度】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0.1R ~ 10R</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">5以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1YR ~ 5Y</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">6以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5.1Y ~ 10G</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">4以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1BG ~ 10B</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">3以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1PB ~ 10RP</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">4以下</td> </tr> </tbody> </table>	【色相】	→	【彩度】	0.1R ~ 10R	→	5以下	0.1YR ~ 5Y	→	6以下	5.1Y ~ 10G	→	4以下	0.1BG ~ 10B	→	3以下	0.1PB ~ 10RP	→	4以下
【色相】	→	【彩度】																	
0.1R ~ 10R	→	5以下																	
0.1YR ~ 5Y	→	6以下																	
5.1Y ~ 10G	→	4以下																	
0.1BG ~ 10B	→	3以下																	
0.1PB ~ 10RP	→	4以下																	
表示等の制限の例外	<input type="checkbox"/> 許可を受けずに表示できる広告物には、本表に定める表示等の制限は適用しない。 <input type="checkbox"/> この基準に適合しない広告物であっても、特にデザインが優れ、水辺景観の形成に寄与するものについては、この基準によらないことができる。																		

※1 赤色又は黄色とは、JIS（JIS Z9101）に定める安全色（事故防止や緊急避難などを目的として安全標識に使用）の赤又は黄とする。

図表 2-28 屋外広告物の色彩基準をマンセル色度図に置き換えた場合のイメージ



注) 表現されている色は色彩をイメージしやすくするために表示しているもので、正確なものではない。

③ 小笠原における基準

1) 表示等を制限する範囲（規制区域）

父島、母島において、自然公園法により指定された国立公園の特別地域以外の区域内とする。

2) 規制区域内で表示できる屋外広告物

次の広告物に限り、表示できる。ただし、自家用広告物の表示等に当たっては、下表に定める基準による。

- ・自家用広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）
- ・公共公益目的の広告物
- ・非営利目的の広告物
- ・知事が島の振興に資すると認める広告物

区分	表示等の制限に関する事項
自家用広告物	<input type="checkbox"/> 道路の上空に突出しない。 <input type="checkbox"/> 光源が点滅、可動しない。 <input type="checkbox"/> 表示面積が5㎡以上の自家用広告物は、以下に掲げる基準に適合するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物等の表示面積が10㎡以下であること。 ・ 建築物の屋上へ広告物等を表示し、又は設置しない。 ・ 建築物の壁面を利用する広告物等については、2階以上の部分に表示又は設置しない。ただし、知事が景観上特に支障がないと認める場合は、この限りではない。